

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第12号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「100分の150」を「100分の170」に、「100分の190」を「100分の210」に改め、同項第2号中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の90」を「100分の100」に改め、同条第5項第1号中「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「100分の170」を「100分の160」に、「100分の210」を「100分の200」に改め、同項第2号中「100分の80」を「100分の75」に、「100分の100」を「100分の95」に改め、同条第5項第1号中「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

第6条第4項中「昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月2日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の規定は、平成27年12月1日から適用する。

( 勤勉手当の内払 )

- 3 第 1 条の規定による改正前の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた平成27年12月 1 日を基準日とする勤勉手当は、改正後の条例の規定による同日を基準日とする勤勉手当の内払とみなす。

( 施行の細目 )

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。